

## 新潟港クルーズ客船受入協議会規約

(目的)

第1条 新潟港に寄港するクルーズ客船の受入れ及び新潟港への誘致に関し、新潟港及び周辺地域の実務関係者で情報と課題を共有し、連携して対策を協議・実施することを目的に、新潟港クルーズ客船受入協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 新潟港及び周辺地域におけるクルーズ客船の受入に関する事項
- (2) 新潟港へのクルーズ客船の誘致に関する事項
- (3) その他、目的の達成に必要な事項

(構成)

第3条 協議会は別紙の会員（以下「会員」という。）をもって構成する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長を置き、会長には新潟市国際・広域観光担当部長をもって充てる。

- 2 会長は会務を総括し、協議会を代表する。
- 3 必要に応じ、協議会に副会長を置くことができる。

(会議)

第5条 協議会は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 会長は会員以外の者に対し協議会への出席を求め、その意見及び説明を聞くことができる。

(専門部会)

第6条 第2条各号に掲げる事項のうち、特定の課題を専門的に協議し、対策を実施するため、協議会に専門部会を置くことができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、新潟市観光・国際交流部国際・広域観光課に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、会員の合意を得たうえで会長が決定する。

附 則

この規約は、平成27年11月20日から施行する。

附則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。